

令和7年度あま市定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)(以下「当初調整給付金」といいます。)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方などを対象に、給付を実施しています。

【給付対象者】

対象者① 当初調整給付金の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方。

対象者② 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方。

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りま。

【給付額】

対象者① 当初調整給付金の算定に際し、令和6年分推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じる場合に、不足する額を1万円単位で切り上げて算定した額。

対象者② 原則4万円。ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円。

【受付期間】 8月1日(金)から**10月31日(金)まで**

【手続きをお忘れではありませんか?】

◆確認書対象者及び申請書対象者

確認書対象者(令和7年1月1日時点であま市に住民登録があって、本市から当初調整給付金を受給していない対象者①の方)及び申請書対象者(令和7年1月1日時点であま市に住民登録がある青色事業専従者・事業専従者(白色)または合計所得金額が48万円を超える対象者②の方)には、「あま市定額減税補足給付金(不足額給付)給付要件確認書」または「あま市定額減税補足給付金(不足額給付)給付要件申請書」を順次送付しています。

まだ提出されていない方は、必要事項を記入のうえ、**10月31日(金)まで**にご提出ください(当日消印有効)。

◆申請書対象者(転入者)

※市から案内書類の送付はありません。対象者ご自身から申出が必要です。

申請書対象者(転入者)(令和7年1月1日時点であま市に住民登録がある方で、名古屋市からの転入者(令和6年1月1日から令和6年12月31日の期間に名古屋市に住民登録のあった方)であり、本市から当初調整給付金を受給していない対象者①の方)は、「あま市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書(転入者)」を取得し、必要事項を記入のうえ、**10月31日(金)まで**にご提出ください。

「申請書(転入者)」はコールセンターへ郵送送付をご依頼いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

問 給付金コールセンター ☎0120・313・317(受付時間:平日午前9時~午後5時)